

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年7月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900292 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000016 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成9年7月から平成17年12月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年7月から平成17年12月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成9年7月から平成17年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年7月から平成17年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成9年6月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年6月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者のA社における平成9年7月から平成10年3月までの期間、平成12年10月から平成13年2月までの期間及び平成13年4月から同年9月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年7月から平成10年3月まで、平成12年10月から平成13年2月まで及び平成13年4月から同年9月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成9年6月から平成10年3月まで、平成12年10月から平成13年2月まで及び平成13年4月から同年9月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄(平成9年6月については第二欄)に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成9年6月	24万円	—	32万円
平成9年7月から平成10年3月まで	24万円	30万円	32万円
平成10年4月から平成11年1月まで	24万円	32万円	—
平成11年2月から同年9月まで	24万円	38万円	—
平成11年10月から平成12年9月まで	26万円	38万円	—
平成12年10月から平成13年2月まで	26万円	36万円	41万円
平成13年3月	26万円	41万円	—
平成13年4月	26万円	36万円	41万円
平成13年5月から同年9月まで	26万円	38万円	41万円
平成13年10月から平成15年10月まで	28万円	38万円	—
平成15年11月から平成16年8月まで	28万円	34万円	—
平成16年9月から平成17年12月まで	28万円	36万円	—

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 6 月 16 日から平成 18 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違している可能性があるため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 9 年 7 月から平成 17 年 12 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる標準報酬月額）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 9 年 7 月から平成 17 年 12 月まで（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 9 年 6 月	24 万円	—	32 万円
平成 9 年 7 月から平成 10 年 3 月まで	24 万円	30 万円	32 万円
平成 10 年 4 月から平成 11 年 1 月まで	24 万円	32 万円	—
平成 11 年 2 月から同年 9 月まで	24 万円	38 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 12 年 9 月まで	26 万円	38 万円	—
平成 12 年 10 月から平成 13 年 2 月まで	26 万円	36 万円	41 万円
平成 13 年 3 月	26 万円	41 万円	—
平成 13 年 4 月	26 万円	36 万円	41 万円
平成 13 年 5 月から同年 9 月まで	26 万円	38 万円	41 万円
平成 13 年 10 月から平成 15 年 10 月まで	28 万円	38 万円	—
平成 15 年 11 月から平成 16 年 8 月まで	28 万円	34 万円	—
平成 16 年 9 月から平成 17 年 12 月まで	28 万円	36 万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 9 年 7 月から平成 17 年 12 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 9 年 7 月から平成 17 年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成9年6月の標準報酬月額については、前述の給与明細書から、前記1の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間のうち、平成9年7月から平成10年3月までの期間、平成12年10月から平成13年2月までの期間及び平成13年4月から同年9月までの期間については、前述の給与明細書により、毎年の定時決定の基礎となる5月から7月までに支払われた報酬月額を確認できることから、平成12年10月から平成13年2月まで及び平成13年4月から同年9月までの標準報酬月額について、前記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成9年6月から平成10年3月まで、平成12年10月から平成13年2月まで及び平成13年4月から同年9月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄（平成9年6月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。